

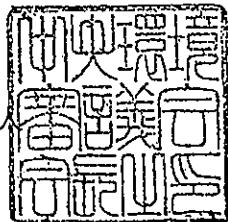


参考資料1

中環審第912号
平成28年5月26日

環境大臣
大塚珠代殿

中央環境審議会
会長 浅野直人



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法
について（答申）

平成27年12月17日付け諮問第420号により中央環境審議会に対してなされた「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

別添

水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量の総量規制基準の設定方法について

(答申)

平成28年5月

中央環境審議会

目 次

I 総量規制基準の位置付け.....	1
II 総量規制基準の適用.....	3
1 指定地域内事業場に対する法の適用.....	3
2 総量規制基準値の算出方法.....	3
III 総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項..	4
IV 総量規制基準の設定方法の検討.....	5
1 時期区分	5
2 業種等の区分	5
3 水域区分	5
4 C値の範囲	5
V 総量規制基準の設定方法.....	9
1 東京湾及び伊勢湾.....	9
2 大阪湾	9
3 大阪湾を除く瀬戸内海.....	9
VI 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項.....	10
1 東京湾、伊勢湾及び大阪湾.....	10
2 大阪湾を除く瀬戸内海.....	11

別表 1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

別表 2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

別表 3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

I 総量規制基準の位置付け

総量規制基準による汚濁負荷量の規制は、水質総量削減制度における削減目標量を達成するための方途のひとつである。

水質総量削減制度は、人口及び産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、その対象となっている水域（以下「指定水域」という。）及び指定水域の水質の汚濁に關係のある地域（以下「指定地域」という。）は図1のとおりである。本制度の概要は図2のとおりであり、環境大臣は指定水域ごとに総量削減基本方針を定め、目標年度、発生源別及び都府県別の化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量並びにその他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を示すこととされている。これに基づき、関係都府県知事が削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。

指定水域に係る主な汚濁負荷は図3のとおりであり、これらから排出される汚濁負荷量を削減するため、下水道の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場（日平均排水量50m³以上の特定事業場）の排出水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場・畜産・農業等に対する削減指導等が行われている。

平成27年12月の中央環境審議会答申「第8次水質総量削減の在り方について」（以下「在り方答申」という。）では、東京湾及び伊勢湾においては環境基準達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要があるとされた。大阪湾においては、窒素及びりんの環境基準が達成された状況が続いている一方でCODの環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされた。大阪湾を除く瀬戸内海においては、水質は他の指定水域と比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当であるとされた。

その上で、きれいで豊かな海の観点から総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要であるとされ、「汚濁負荷削減対策」について以下のとおり示された。

○東京湾、伊勢湾、大阪湾

第8次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。具体的には、以下に掲げる各種対策が考えられ、関係者、関係機関の協力を得つつ推進することが必要である。

なお、大阪湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から必要な対策を推進することが必要である。

- ・生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は依然として大きいことから、引き続き、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進めるとともに、窒素及びりんに係る汚濁負荷量削減のための高度処理化を推進する。加えて、合流式下水道については、雨水滞水池の整備、雨水浸透施設の設置、遮集管の能力増強と雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置等の対策を推進する。
- ・指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた。こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要がある。総量規制基準の対象とならない小規模事業場及び未規制事業場に関しては、引き続き都府県の上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導、下水道の整備による処理等の対策を進める。
- ・農業については、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。畜産農業については、家畜排せつ物処理施設や指導体制の整備による適正管理の推進とともに、耕畜連携の強化による広域利用やエネルギー利用等を推進する。
- ・養殖業については、「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画を推進するとともに、魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発等を進め る。

○大阪湾を除く瀬戸内海

生活排水対策を進め、従来の工場・事業場の排水対策など各種施策を継続して実施していく必要がある。

また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえ、例えば栄養塩類に着目した下水処理場における季節別運転管理など、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進していく必要がある。

また、「干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等」について、水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性にかんがみ、湾・灘ごとの実情に応じた総合的な取組を推進していくことが必要であるとされ、そのためには必要な各種対策が掲げられた。

このように水質総量削減制度は、指定水域に流入する汚濁負荷量を総合的に削減すること等により指定水域の水質の改善等を図る制度であり、総量規制基準による汚濁負荷量の規制はその中で重要な役割を果たしている。

II 総量規制基準の適用

1 指定地域内事業場に対する法の適用

総量規制基準遵守のため、法において以下のような規定が設けられている。

- ・特定施設の設置又は構造等変更の届出及び事前措置命令
- ・総量規制基準遵守義務
- ・汚水の処理方法等の改善命令
- ・汚濁負荷量の測定・記録・保存義務
- ・立入検査・報告徴収

これらの関係を整理すると図4のとおりであり、都府県及び法に基づく政令市において、指定地域内事業場が総量規制基準を遵守しているかどうかを立入検査等で把握し、適切な対応を的確に行うことが重要である。なお、瀬戸内海においては、特定施設の設置又は構造変更等について、原則として届出ではなく、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を要する。

2 総量規制基準値の算出方法

第7次水質総量削減（以下「第7次」という。）における指定地域内事業場の総量規制基準値は次の算式により定められている。

$$\begin{aligned} \text{C O D } L_c (\text{kg}/\text{日}) &= (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3} \\ \text{窒素 } L_n (\text{kg}/\text{日}) &= (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3} \\ \text{りん } L_p (\text{kg}/\text{日}) &= (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3} \end{aligned}$$

Qは、表1の時期区分の特定排出水（排出水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。）の水量（m³/日）である。

また、CはQの時期区分ごとの水量に対応して、環境大臣が定める業種その他の区分（以下「業種等の区分」という。）及び区分ごとの範囲（以下「C値の範囲」という。）において都府県知事が定める値（濃度：mg/L）である。

表1 Q(特定排出水の量)の時期区分

時期区別水量	COD	窒素	りん
S55.6.30以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55.7.1～H3.6.30に増加した水量	Q _{ci}		
H3.7.1～H14.9.30に増加した水量	Q _{cj}		
H14.10.1以後に増加した水量		Q _{ni}	Q _{pi}

指定地域において、事業者が法に基づく特定施設の設置届出等を行う際、COD、窒素及びりんについては業種等の区別の汚染状態及び水量を届出書に記載することとされており、その届出水量を用い、上の算式により総量規制基準値が計算される。

III 総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項

在り方答申では、東京湾、伊勢湾及び大阪湾については、今後も水環境改善を進める必要があり、指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきた実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされた。なお、大阪湾については、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされた。

また、大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当とされ、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等、各種施策を継続して実施していく必要があるとされた。

総量規制基準の設定方法を定めるに当たっては、以上の事項を考慮することが適当である。

IV 総量規制基準の設定方法の検討

1 時期区分

第7次における時期区分は、表1のとおり、CODについては3段階、窒素及びりんについては2段階となっている。これは、制度開始時等において既に存在していた施設における対応の困難性を考慮し、新增設された施設に適用するC値と既存の施設に適用するC値とを分けることを目的としたものである。

第8次水質総量削減（以下「第8次」という。）における時期区分は、第7次における区分を継続することとした。

2 業種等の区分

第7次における業種等の区分は、COD、窒素、りん、いずれも大きく分けて215の区分からなり、特定の工程・施設等について、それぞれの項目別にさらに細分化されている。業種等の区分は、これまで日本標準産業分類の区分を参考に見直しが行われており、平成25年10月に同分類が改定されたものの、業種等の区分に係る変更はなかった。

第8次における業種等の区分は、第7次における区分を継続することとした。

3 水域区分

第7次における水域区分は、「東京湾、伊勢湾及び大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」の2区分であった。在り方答申を踏まえ、第8次における水域区分は、「東京湾及び伊勢湾」、「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」の3区分とすることとした。

4 C値の範囲

在り方答申を踏まえ、第8次においては、東京湾、伊勢湾及び大阪湾におけるCOD並びに東京湾及び伊勢湾における窒素及びりんについて、C値の範囲を検討することとした。検討の際には、見直し検討を行う業種等の区分を抽出し、排水実態等を踏まえ、見直しの妥当性を検討した。

ア 見直し検討を行う業種等の区分の抽出

これまでのC値の範囲の設定状況及び第7次における各都府県のC値の設定状況等を踏まえ、表2に示す観点から見直し検討を行う業種等の区分を抽出した。

表2 見直し検討を行う業種等の区分の抽出

抽出の観点	抽出の条件
現状より悪化させない という観点	①C値の範囲の上限値が都府県が定めたC値の 最大値より大きい業種等の区分
これまでのC値の範囲 の設定を踏まえた観点 (C値の範囲の強化実 績、既存施設と新增設施 設との比較)	②C値の範囲が強化されていない業種等の区分 ③既存施設と新增設に係るC値の範囲の設定の 差が大きな業種等の区分

①C値の範囲の上限値が都府県が定めたC値の最大値より大きい業種等の区分

第7次において、国が定めたC値の上限値が都府県が定めたC値のうちの
最大値より大きい業種等の区分を、見直しの検討対象とした。

②C値の範囲が強化されていない業種等の区分

CODについては第1次水質総量削減から第7次まで、窒素及びりんにつ
いては第5次水質総量削減から第7次まで、Coの範囲（上限値・下限値）
が全て同一の業種等の区分を、それぞれ見直しの検討対象とした。

③既存施設と新增設に係るC値の範囲の設定の差が大きな業種等の区分

CODについてはCoとCjの上限値同士の比率(Co上限値/Cj上限値)、
窒素及びりんについてはCoとCiの上限値同士の比率(Co上限値/Ci上限
値)が大きい（比率が2.0を超えるもの）業種等の区分を、それぞれ見直し
の検討対象とした。

なお、①～③に該当する業務等の区分であっても、以下のいずれかに該当
する場合は、見直しの検討対象から除くこととした。

- ・ 平成26年度実績において特定施設の設置等の届出のない業種等の区分
- ・ 整理番号232の業種等の区分（いずれにも分類されないもの）
- ・ Co、Ci、Cjの上限値が各項目で設定可能な下限値の最低値にC値の
範囲の幅を加えた値 (COD:15mg/L、窒素:15mg/L、りん:1.5mg/L) に
設定されている業種等の区分

表3 C値の範囲の幅等

	COD	窒素	りん
設定最低単位	5mg/L	0.5mg/L	
C値の範囲の幅 (上限値と下限値の 差)	10mg/L以上 ただし、下限が10mg/Lの場合は5mg/L以上	1mg/L以上 ただし、下限が1mg/Lの場合は0.5mg/L以上	
下限値の最低値	10mg/L	1mg/L	
C値の範囲間の関係	$C_i \text{及び } C_j \leq C_o$ かつ $C_j \leq C_i$	$C_i \leq C_o$	

イ C値の範囲の見直し方法の設定

見直しの検討対象となる業種等の区分を抽出した後、以下の手順でC値の範囲の見直し案を検討した。

まず、抽出条件①(C値の範囲の上限値が都府県が定めたC値の最大値より大きい業種等の区分)に該当する業種等の区分については、特定排出水の水質を現状よりも悪化させないという観点から、 C_o 、 C_i 、 C_j ^{注1}の上限値を、それぞれ都府県が定めた C_o 、 C_i 、 C_j のうちの最大値まで引き下げる。

その上で、抽出条件②(C値の範囲が強化されていない業種等の区分)及び③(既存施設と新增設に係るC値の範囲の設定の差が大きな業種等の区分)に該当する業種等の区分については、特定排出水の濃度が特に高い指定地域内事業場の水質改善を進める観点から、平成26年度における特定排出水の業種等の区別濃度の負荷量最大日濃度の95%値(以下「負荷量最大日濃度の95%値」という。)^{注2}が、 C_o の上限値未満又は都府県が定めた C_o の最大値未満の場合は、それぞれ負荷量最大日濃度の95%値まで C_o の上限値を引き下げる。

注1: C_j はCODのみ

注2: 負荷量最大日濃度の95%値をC値に適用する処理

- ・負荷量最大日濃度の95%値とは、特定排出水数n個の平成26年度実績の負荷量最大日濃度データについて、同データを昇順(小さい順)に並べ、小さい方からn×0.95番目(整数でない場合は切り上げ)の値をいう。
- ・CODと窒素については、負荷量最大日濃度の95%値の小数点以下を切り捨てた上で、一の位が5未満の場合は一の位を切り捨てたものに5を加え、一の位が5以上の場合は一の位を切り捨てたものに10を加える。(例 95%値: 31.2mg/L→35mg/L 95%値: 38.5mg/L→40mg/L)
- ・りんについては、負荷量最大日濃度の95%値の小数第二位以下を切り捨てた上で、小数第一位が5未満の場合は小数第一位を切り捨てたものに0.5を加え、小数第一位が5以上の場合は小数第一位を切り捨てたものに1を加える。(例 95%値: 3.12mg/L→3.5mg/L 95%値: 3.72mg/L→4.0mg/L)
- ・特定排出水数が20未満の場合は、負荷量最大日濃度の95%値ではなく平成26年度における特定排出水の業種等の区別濃度の負荷量最大日濃度の最大値を適用する(適用に関する処理は負荷量最大日濃度の95%値と同様)。

ウ 調整事項

C 値の上限値・下限値の設定最低単位、範囲の幅等については、表3のとおりとする。

C 値の上限値の見直しの結果、下限値との差（ C 値の範囲の幅）が表3に示した幅を保てない場合は、下限値を下げずに適切な幅が保てるように上限値を定める。

C_0 の上限値を見直した結果、 C_0 の上限値と C_i 又は C_j の上限値との大小関係が、表3に示した C 値の範囲間の関係を保てない場合は、 C_i 又は C_j の上限値を見直し後の C_0 の上限値と同値とする。

エ 水質実態等の勘案

見直しの検討対象となる業種等の区分における使用原材料、処理工程、排水処理方式、負荷量排出実績や、同一業種の水質実態等を勘案するなどにより、見直し案の妥当性を個別に判断し、必要に応じ見直し案の修正を行った。その際には、総量規制基準は排出負荷量で規定されることから、水質の評価に加え、 C 値の範囲の見直した場合に排出負荷量として遵守可能かどうかという観点からも検討を行った。

Ⅴ 総量規制基準の設定方法

IVにおける検討を踏まえ、第8次における総量規制基準の設定方法を以下のとおりとすることが適當である。

1 東京湾及び伊勢湾

(1) 時期区分

時期区分は変更しない。

(2) 業種等の区分

業種等の区分は変更しない。

(3) C値の範囲

CODについては別表1、窒素については別表2、りんについては別表3のとおりとする。

2 大阪湾

(1) 時期区分

時期区分は変更しない。

(2) 業種等の区分

業種等の区分は変更しない。

(3) C値の範囲

CODについては別表1のとおりとする。窒素及びりんについては、在り方答申を踏まえ、C値の範囲は変更しない。

3 大阪湾を除く瀬戸内海

(1) 時期区分

時期区分は変更しない。

(2) 業種等の区分

業種等の区分は変更しない。

(3) C値の範囲

在り方答申を踏まえ、C値の範囲は変更しない。

VI 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

環境大臣が総量規制基準の設定方法を定めた後に、都府県知事が総量規制基準を定める際には、以下の点に留意することが適当である。

1 東京湾、伊勢湾及び大阪湾

(1) 設定の趣旨

在り方答申では、東京湾及び伊勢湾においては今後も水環境改善を進める必要があるとされ、大阪湾においては特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされた。その上で、指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られており、こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされた。

今回はこうした考え方に基づき、IV 4 イに記載のとおり、以下の見直しを行うものである。

- ・特定排出水の水質を現状よりも悪化させない観点から、C値の上限値を都府県が定めたC値の最大値まで引き下げる
- ・C値の範囲が強化されていない業種等の区分及び既存施設と新增設に係るC値の範囲の設定の差が大きな業種等の区分について、特定排出水の濃度が特に高い指定地域内事業場の水質改善を進める観点から、それぞれ平成26年度における負荷量最大日濃度の95%値までC₀の上限値を引き下げる

なお、大阪湾においては在り方答申を踏まえ、窒素及びりんのC値の範囲は変更しないこととした。

総量規制基準の設定については、それぞれの業種等の区分に係るC値の範囲の見直しについての上記の観点をはじめ、以上のことにも十分留意する必要がある。

(2) 指定地域内事業場の実態の把握

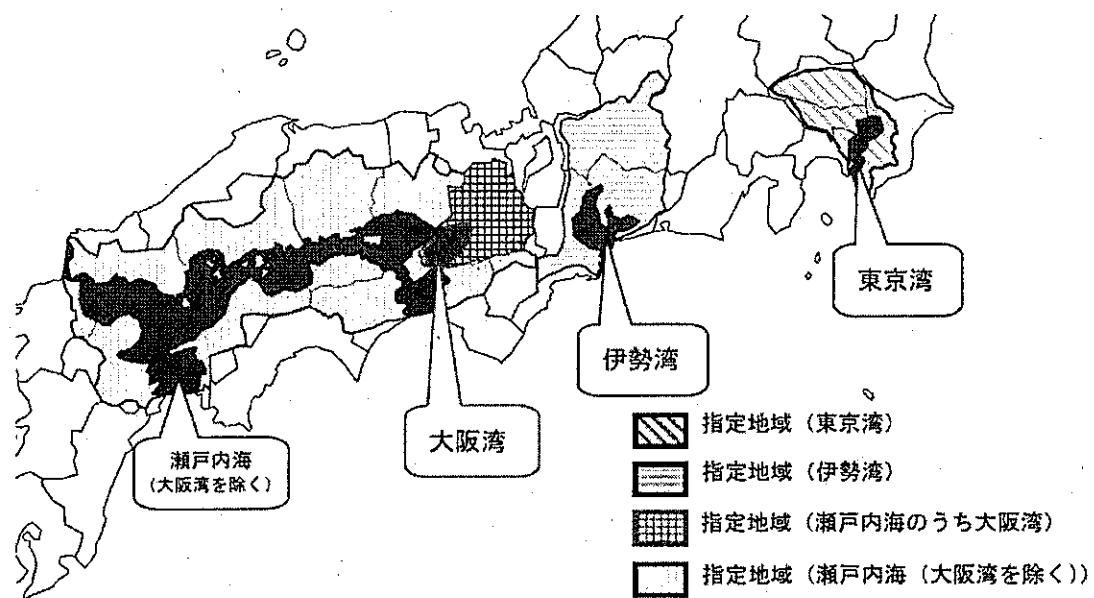
総量規制基準の設定に当たっては、指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮することが必要である。なお、汚濁負荷削減の取組の評価に当たっては、必要に応じて、C O D、窒素及びりんを相互に評価するとともに、生物化学的酸素要求量 (B O D)、浮遊物質量 (S S) その他の排水基準項目・物質の排出状況についても評価することが適当である。

また、汚濁負荷削減の手段としては、濃度の改善だけではなく、水量の削減も重要である。汚水の再生利用等が行われる場合には、水量の削減により濃度が増加しても、排出水の汚濁負荷は削減されることに留意すべきである。

2 大阪湾を除く瀬戸内海

在り方答申では、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当であるとされた。その上で、生活排水対策を進め、従来の工場・事業場の排水対策など各種施策を継続して実施していく必要があるとされたことから、C値の範囲は変更しないこととした。また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ順応的な取組を推進していく必要があるとされた。

総量規制基準の設定については、以上のことにも十分留意する必要がある。



【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図1 指定水域及び指定地域

指定水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海
指定項目：化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん

【総量削減基本方針】

- ・指定水域ごとに環境大臣が策定
- ・削減目標、目標年度、削減に関する基本的事項

【総量削減計画】

- ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
- ・発生源別（生活系、産業系、その他系）の削減目標量
- ・削減目標量の達成の方途
- ・その他汚濁負荷量の総量の削減に關し必要な事項(注)

【事業の実施】

- ・下水道の整備
- ・し尿処理施設の整備 等

【総量規制基準による規制】

- ・排水量が50m³/日以上の工場・事業場が対象
- ・排水濃度×排水量の規制

【削減指導等】

- ・小規模事業場
- ・畜産、農業
- ・一般家庭 等

注) 干潟・藻場の保全・再生、底質改善対策等

図2 水質総量削減制度の概要

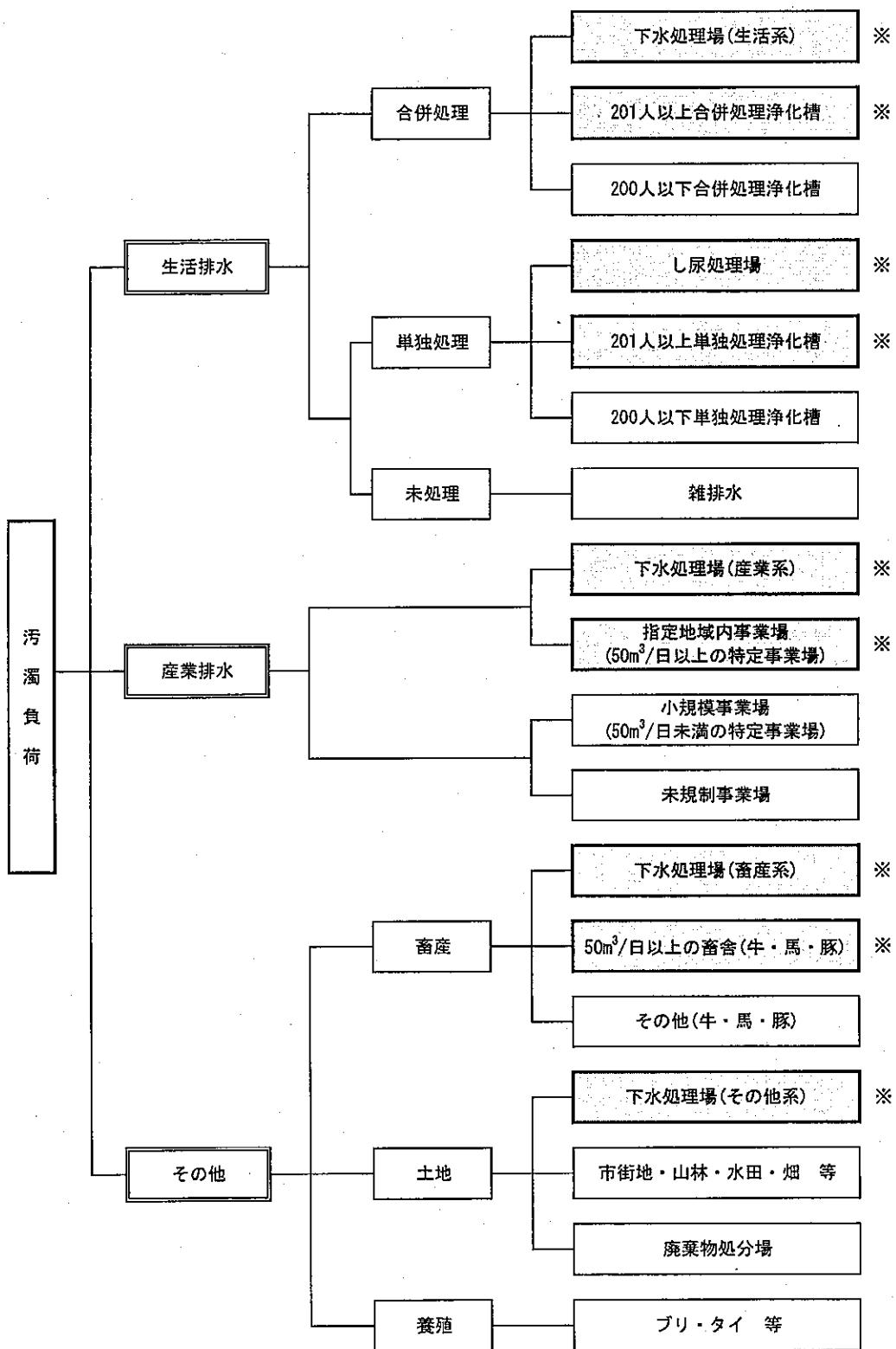
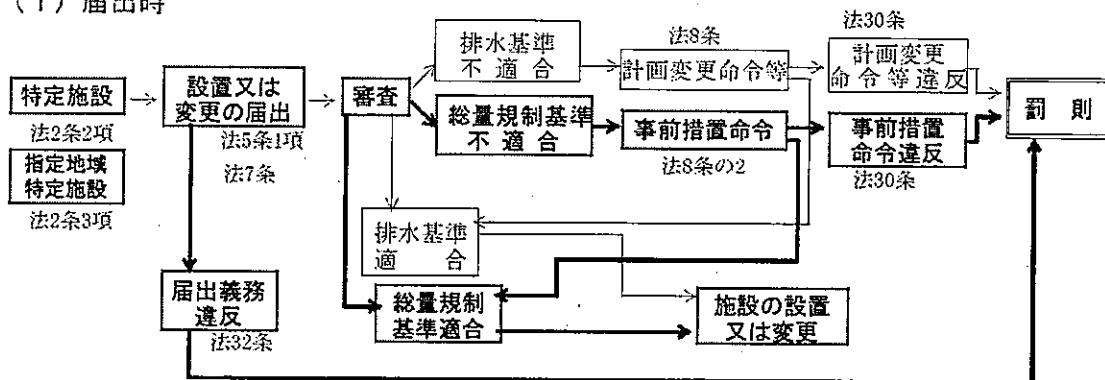
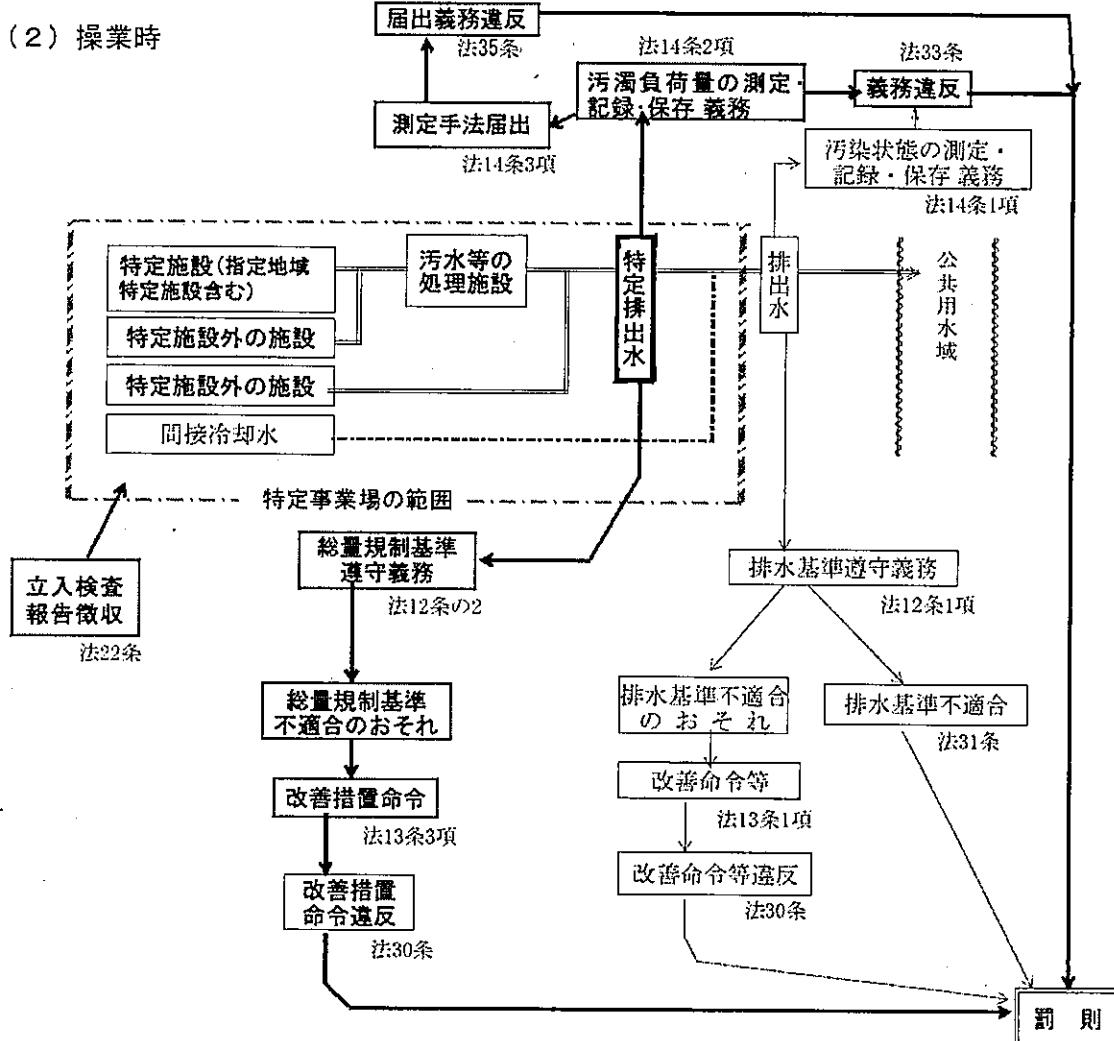


図3 汚濁負荷の分類

(1) 届出時



(2) 操業時



太字が総量規制基準に関係する事項である。

図4 総量規制基準に係る水質汚濁防止法の適用関係

中央環境審議会水環境部会委員名簿

委員(部会長)	岡田 光正	放送大学教授・教育支援センター長
委員	大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授
委員	白石 寛明	国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康研究センターフェロー
委員	高村 典子	国立研究開発法人国立環境研究所 生物・生態系環境研究センターフェロー
委員	藤井 純子	NPO 法人菜の花プロジェクトネットワーク代表
臨時委員	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
臨時委員	太田 信介	一般社団法人地域環境資源センター相談役
臨時委員	大塚 直	早稲田大学法学部教授
臨時委員	金澤 寛	国立研究開発法人港湾空港技術研究所 顧問
臨時委員	兼廣 春之	東京海洋大学名誉教授
臨時委員	鈴木 邦夫	日本製紙連合会副会長・技術環境部会長
臨時委員	曾小川 久貴	公益社団法人日本下水道協会理事長
臨時委員	竹村 公太郎	公益財団法人リバーフロント研究所研究参与
臨時委員	田村 洋子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
臨時委員	永井 雅師	全日本水道労働組合中央執行委員長
臨時委員	中田 英昭	長崎大学水産学部教授
臨時委員	長屋 信博	全国漁業協同組合連合会代表理事専務
臨時委員	西垣 誠	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
臨時委員	西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
臨時委員	福島 武彦	筑波大学生命環境系教授
臨時委員	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	細見 正明	東京農工大学大学院工学研究院教授
臨時委員	三隅 淳一	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全委員会委員長
臨時委員	山室 真澄	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	渡辺 敦	一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境・エネルギー政策委員会副委員長

(所属・役職は、平成 28 年 5 月時点)

**中央環境審議会水環境部会
総量規制基準専門委員会委員名簿**

委員(委員長)	岡田 光正	放送大学教授・教育支援センター長
臨時委員	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	細見 正明	東京農工大学大学院工学研究院教授
専門委員	長田 隆	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門畜産環境研究領域水環境ユニット長
専門委員	河村 清史	元埼玉大学大学院理工学研究科教授
専門委員	木幡 邦男	埼玉県環境科学国際センター研究所長
専門委員	鈴木 究	公益財団法人日本下水道新技術機構研究第一部長
専門委員	長崎 慶三	高知大学農林海洋科学部教授
専門委員	西村 修	東北大学大学院工学研究科教授
専門委員	平沢 泉	早稲田大学理工学術院教授
専門委員	松田 治	広島大学名誉教授

(所属・役職は、平成 28 年 5 月時点)

審議経過

平成 27 年 12 月 4 日 第 40 回中央環境審議会水環境部会
(主な議題)

- ・総量規制基準専門委員会の設置について

平成 27 年 12 月 17 日

環境大臣から中央環境審議会会長に対し、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」諮問
水環境部会へ付議

平成 28 年 2 月 2 日 第 1 回総量規制基準専門委員会
(主な議題)

- ・総量規制基準の設定方法に関する諮問について
- ・総量規制基準の設定方法の見直しの進め方等について

平成 28 年 2 月 25 日 第 2 回総量規制基準専門委員会
(主な議題)

- ・総量規制基準の設定方法（素案）について

平成 28 年 3 月 22 日 第 3 回総量規制基準専門委員会
(主な議題)

- ・総量規制基準の設定方法（案）について

平成 28 年 3 月 25 日～4 月 23 日

・総量規制基準の設定方法（案）に対するパブリックコメントの実施

平成 28 年 5 月 17 日 第 4 回総量規制基準専門委員会
(主な議題)

- ・総量規制基準の設定方法（案）について

平成 28 年 5 月 25 日 第 41 回中央環境審議会水環境部会
(主な議題)

- ・水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について

写

諮問第420号

環水大水発第1512172号

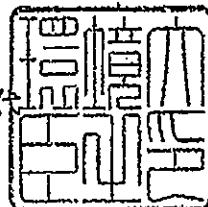
平成27年12月17日

中央環境審議会

会長 浅野直人 殿

環境大臣

大塚珠代



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の
総量規制基準の設定方法について（諮問）

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の総量削減に取り組んでおり、本年12月に第8次水質総量削減の在り方について、貴審議会から答申を頂いたところである。

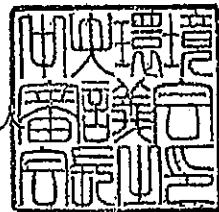
今回の諮問は、第8次水質総量削減における化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第877号
平成27年12月17日

中央環境審議会 水環境部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法
について（付議）

平成27年12月17日付け諮問第420号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
2	畜産農業	Cco : (1)	70	110	70	110
		Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	60	70	60	70
3	天然ガス鉱業	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	60	70	60	70
4	非金属鉱業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
6	乳製品製造業	Cco : (1)	30	50	30	50
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
6項の備考	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあっては	Cco : (1)	30	50	30	50
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
9	寒天製造業	Cco : (1)	55	65	55	65
		Cci : (2)	55	65	55	65
		Ccj : (3)	55	65	55	65
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
12	冷凍水産物製造業	Cco : (1)	30	50	30	50
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	40	50	40	50

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
13	冷凍水産食品製造業	Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塙藏品製造業を含む。)	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	Cco : (1)	30	85	30	85
		Cci : (2)	30	70	30	70
		Ccj : (3)	30	60	30	60
16	野菜漬物製造業	Cco : (1)	40	80	40	70
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	30	40	30	40
17	味噌製造業	Cco : (1)	70	80	70	80
		Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	30	50	30	50
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cco : (1)	70	80	70	80
		Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	40	50	40	50
19	うま味調味料製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
20	ソース製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
21	食酢製造業	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
22	砂糖精製業	Cco : (1)	40	80	40	80
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	30	40	30	40
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cco : (1)	50	90	50	85
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	30	40	30	40
24	小麦粉製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
		Cco : (1)	30	50	30	50

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※縦かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C.c 等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
25	パン製造業	Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
26	生菓子製造業	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
28	米菓製造業	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	40	50	40	50
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
30	植物油脂製造業	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
31	動物油脂製造業	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
32	食用油脂加工業	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	40	50	40	50
34	穀類でんぷん製造業	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	40	50	40	50
35	めん類製造業	Cco : (1)	30	70	30	70
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
37	豆腐・油揚製造業	Cco : (1)	30	60	30	60
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
38	あん類製造業	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	60	70	60	70

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
		Ccj : (3)	40	60	40	60
39	冷凍調理食品製造業	Cco : (1)	30	50	30	50
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cco : (1)	30	50	30	50
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
41	清涼飲料製造業	Cco : (1)	20	60	20	60
		Cci : (2)	20	40	20	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
42	果実酒製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
43	ビール製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
44	清酒製造業	Cco : (1)	30	70	30	70
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cco : (1)	30	60	30	60
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
46	インスタントコーヒー製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
47	配合飼料製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
48	単体飼料製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
49	有機質肥料製造業	Cco : (1)	20	50	20	50
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
50	たばこ製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	20	40	20	40

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
		Ccj : (3)	20	30	20	30
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	Cco : (1)	30	60	30	60
		Cci : (2)	30	60	30	60
		Ccj : (3)	30	60	30	60
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	Cco : (1)	75	85	75	85
		Cci : (2)	75	85	75	85
		Ccj : (3)	70	80	70	80
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	Cco : (1)	90	100	90	100
		Cci : (2)	90	100	90	100
		Ccj : (3)	90	100	90	100
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	50	30	50
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	80	120	80	120
		Cci : (2)	80	100	80	100
		Ccj : (3)	80	100	80	100
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco : (1)	90	120	90	120
		Cci : (2)	90	100	90	100
		Ccj : (3)	90	100	90	100
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco : (1)	50	100	50	100
		Cci : (2)	50	80	50	80
		Ccj : (3)	50	70	50	70
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco : (1)	50	100	50	100
		Cci : (2)	50	70	50	70
		Ccj : (3)	50	70	50	70
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco : (1)	90	120	90	120
		Cci : (2)	90	100	90	100
		Ccj : (3)	80	95	80	95
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cco : (1)	70	90	70	90
		Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	60	75	60	75
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
		Ccj : (3)	40	50	40	50
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
		Cco : (1)	30	90	30	90
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cci : (2)	30	70	30	70
		Ccj : (3)	30	50	30	50
		Cco : (1)	40	70	40	70
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cci : (2)	40	70	40	70
		Ccj : (3)	40	70	40	70
		Cco : (1)	30	40	30	40
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
		Cco : (1)	10	30	10	30
71項の備考	接着機洗浄水を循環するものにあっては	Cci : (2)	10	30	10	30
		Ccj : (3)	10	20	10	20
		Cco : (1)	20	30	20	30
75	木材薬品処理業	Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	70	80	70	80
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	60	70	60	70
		Cco : (1)	60	70	60	70
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	60	70	60	70
		Cco : (1)	50	60	50	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	50	60	50	60
		Cco : (1)	70	80	70	80
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしぜミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	70	80	70	80
		Cco : (1)	80	90	80	90
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしぜミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしぜミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cci : (2)	80	90	80	90
		Ccj : (3)	80	90	80	90

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	40	50	40	50
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cco : (1)	70	100	70	100
		Cci : (2)	70	100	70	100
		Ccj : (3)	60	70	60	70
82項の備考	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては	Cco : (1)	80	100	80	100
		Cci : (2)	70	100	70	100
		Ccj : (3)	60	80	60	80
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	50	60	50	60
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	Cco : (1)	90	130	90	130
		Cci : (2)	90	100	90	100
		Ccj : (3)	80	90	80	90
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cco : (1)	100	110	100	110
		Cci : (2)	100	110	100	110
		Ccj : (3)	70	80	70	80
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	40	50	40	50
89	機械すき和紙製造業	Cco : (1)	60	80	60	75
		Cci : (2)	60	80	60	75
		Ccj : (3)	60	80	60	70
89項の備考	パルプ製造工程を有するものにあっては	Cco : (1)	60	110	60	110
		Cci : (2)	60	90	60	90
		Ccj : (3)	60	80	60	70
90	手すき和紙製造業	Cco : (1)	90	100	90	100
		Cci : (2)	90	100	90	100

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
		Ccj : (3)	80	100	80	100
91	塗工紙製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	20	60	20	60
92	段ボール製造業	Cci : (2)	20	60	20	50
		Ccj : (3)	15	30	15	30
		Cco : (1)	70	80	70	80
93	重包装紙袋製造業	Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	70	80	70	80
		Cco : (1)	25	40	25	40
94	セロファン製造業	Cci : (2)	25	40	25	40
		Ccj : (3)	15	40	15	40
		Cco : (1)	40	50	40	50
95	乾式法による纖維板製造業	Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
		Cco : (1)	80	90	80	90
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cci : (2)	80	90	80	90
		Ccj : (3)	60	70	60	70
		Cco : (1)	20	30	20	30
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	50	80	50	80
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	Cci : (2)	50	70	50	70
		Ccj : (3)	50	70	50	70
		Cco : (1)	50	60	50	60
101	製版業	Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	50	60	50	60
		Cco : (1)	30	50	30	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
		Cco : (1)	30	40	30	40
103	複合肥料製造業	Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
		Cco : (1)	30	40	30	40
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
105	ソーダ工業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
106	電炉工業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
107	無機顔料製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
107項の備考	黄鉛製造工程を有するものにあっては	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	50	60	50	60
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco : (1)	20	40	20	40
		Cci : (2)	20	40	20	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
108項の備考 (1)	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
108項の備考 (2)	希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	50	60	50	60
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	Cco : (1)	60	90	60	90
		Cci : (2)	60	80	60	80
		Ccj : (3)	40	50	40	50
109項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	Cco : (1)	150	160	150	160
		Cci : (2)	150	160	150	160
		Ccj : (3)	150	160	150	160
109項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては	Cco : (1)	100	110	100	110
		Cci : (2)	80	90	80	90
		Ccj : (3)	80	90	80	90
109項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあっては	Cco : (1)	140	150	140	150
		Cci : (2)	130	150	130	150
		Ccj : (3)	130	150	130	150
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	30	40	30	40
		Cco : (1)	190	200	190	200

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
110項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程に あつては	Cci : (2)	190	200	190	200
		Ccj : (3)	180	190	180	190
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造 工程に係るもの	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
111項の備考	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブ タジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に あつては	Cco : (1)	70	80	70	80
		Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	70	80	70	80
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工 程に係るもの	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
112項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	50	60	50	60
112項の備考 (2)	クロロプレンゴム製造工程にあつては	Cco : (1)	130	140	130	140
		Cci : (2)	130	140	130	140
		Ccj : (3)	130	140	130	140
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製 品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式 中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラス チック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	50	60	50	60
113項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあつては	Cco : (1)	270	280	270	280
		Cci : (2)	260	270	260	270
		Ccj : (3)	260	270	260	270
113項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあつては	Cco : (1)	180	190	180	190
		Cci : (2)	180	190	180	190
		Ccj : (3)	160	170	160	170
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項 から前項までに掲げるものを除く。)	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
115	脂肪族系中間物製造業	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	50	60	50	60
115項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつて は	Cco : (1)	210	540	210	415
		Cci : (2)	210	220	210	220
		Ccj : (3)	190	210	190	210
		Cco : (1)	100	110	100	110

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
115項の備考 (2)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては	Cci : (2)	80	100	80	100
		Ccj : (3)	80	100	80	100
115項の備考 (3)	エピクロルヒドリン製造工程にあっては	Cco : (1)	140	150	140	150
		Cci : (2)	130	140	130	140
		Ccj : (3)	130	140	130	140
116	メタン誘導品製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
117	発酵工業	Cco : (1)	120	130	120	130
		Cci : (2)	110	120	110	120
		Ccj : (3)	110	120	110	120
118	コールタール製品製造業	Cco : (1)	120	130	120	130
		Cci : (2)	120	130	120	130
		Ccj : (3)	120	130	120	130
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cco : (1)	50	100	50	80
		Cci : (2)	50	80	50	80
		Ccj : (3)	30	40	30	40
119項の備考	合成染料又は合成染料中間物の製造工程に あっては	Cco : (1)	190	200	190	200
		Cci : (2)	190	200	190	200
		Ccj : (3)	190	200	190	200
120	プラスチック製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
120項の備考 (1)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブ タジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に あっては	Cco : (1)	70	80	70	80
		Cci : (2)	50	70	50	70
		Ccj : (3)	50	70	50	70
120項の備考 (2)	硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程 にあっては	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	50	60	50	60
121	合成ゴム製造業	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
121項の備考 (1)	乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては	Cco : (1)	70	80	70	80
		Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	70	80	70	80
121項の備考 (2)	クロロブレンゴム製造工程にあっては	Cco : (1)	130	140	130	140
		Cci : (2)	130	140	130	140

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C_c 等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
		Ccj : (3)	130	140	130	140
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco : (1)	50	90	50	90
		Cci : (2)	50	90	50	90
		Ccj : (3)	50	80	50	80
		Cco : (1)	150	160	150	160
122項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程にあっては	Cci : (2)	150	160	150	160
		Ccj : (3)	150	160	150	160
		Cco : (1)	180	240	180	240
122項の備考 (2)	有機農薬原体製造工程にあっては	Cci : (2)	180	210	180	210
		Ccj : (3)	160	170	160	170
		Cco : (1)	50	60	50	60
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	30	40	30	40
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
		Cco : (1)	30	40	30	40
125	合成繊維製造業	Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	60	70	60	70
125項の備考	アクリル系繊維製造工程にあっては	Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	50	30	50
		Cco : (1)	40	50	40	50
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
		Cco : (1)	10	20	10	20
127	石けん・合成洗剤製造業	Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
		Cco : (1)	40	50	40	50
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
		Cco : (1)	40	50	40	50
129	塗料製造業	Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
		Cco : (1)	40	50	40	50
130	印刷インキ製造業	Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cco : (1)	70	100	70	100
		Cci : (2)	70	90	70	90
		Ccj : (3)	60	70	60	70
131項の備考	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては	Cco : (1)	70	100	70	100
		Cci : (2)	70	90	70	90
		Ccj : (3)	70	90	70	90
132	医薬品製剤製造業	Cco : (1)	30	80	30	80
		Cci : (2)	30	60	30	60
		Ccj : (3)	30	40	30	40
133	生物学的製剤製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
134	生薬・漢方製剤製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
135	動物用医薬品製造業	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	50	60	50	60
136	火薬類製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
136項の備考	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に あつては	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	50	60	50	60
137	農薬製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
138	合成香料製造業	Cco : (1)	120	130	120	130
		Cci : (2)	110	120	110	120
		Ccj : (3)	110	120	110	120
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	20	40	20	40

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
142	セフラン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
143	写真感光材料製造業	Cco : (1)	10	15	10	15
		Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
145	イオン交換樹脂製造業	Cco : (1)	160	170	160	170
		Cci : (2)	160	170	160	170
		Ccj : (3)	130	140	130	140
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco : (1)	40	70	40	70
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
147	石油精製業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
147項の備考	潤滑油製造工程を有するものにあっては	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
148項の備考	硫酸洗浄工程を有するものにあっては	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
149	コークス製造業	Cco : (1)	180	190	180	190
		Cci : (2)	180	190	180	190
		Ccj : (3)	90	100	90	100
150	石油コークス製造業	Cco : (1)	70	80	70	80
		Cci : (2)	70	80	70	80
		Ccj : (3)	50	60	50	60
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に 係るもの	Cco : (1)	60	70	60	70
		Cci : (2)	40	50	40	50

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C・c 等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
		Ccj : (3)	40	50	40	50
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	20	50	20	50
		Cci : (2)	20	40	20	40
		Ccj : (3)	20	40	20	40
154	なめしかわ製造業	Cco : (1)	100	110	100	110
		Cci : (2)	100	110	100	110
		Ccj : (3)	100	110	100	110
155	毛皮製造業	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	50	60	50	60
156	板ガラス製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
157	板ガラス加工業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
158	ガラス製加工素材製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
159	ガラス容器製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	Cco : (1)	50	60	50	60
		Cci : (2)	50	60	50	60
		Ccj : (3)	50	60	50	60
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
165	生コンクリート製造業	Cco : (1)	10	15	10	15
		Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
166	コンクリート製品製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
168	黒鉛電極製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
169	碎石製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
172	うわ薬製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
173	高炉による製鉄業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	15	10	15
173項の備考	コークス炉を有するものにあっては	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
175	フェロアロイ製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	20	30	20	30

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
182	钢管製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
183	伸鉄業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
184	磨棒鋼製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
185	引抜钢管製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
186	伸線業	Cco : (1)	10	25	10	25
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
187	ブリキ製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
188	亜鉛鉄板製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
189	めつき钢管製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
190	めつき鉄鋼線製造業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
		Cco : (1)	10	20	10	20

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前 項までに掲げるものを除く。)	Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
192	鍛鋼製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
193	鍛工品製造業	Cco : (1)	10	15	10	15
		Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
194	鋳鋼製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に 掲げるものを除く。)	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
196	鋳鉄管製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
197	可鍛鋳鉄製造業	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
198	鉄粉製造業	Cco : (1)	10	15	10	15
		Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げ るものを除く。)	Cco : (1)	10	20	10	20
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
200	非鉄金属製造業	Cco : (1)	10	30	10	30
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
201	電気めっき業	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	40	50	40	50
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	10	30	10	30
		Cci : (2)	10	20	10	20
		Ccj : (3)	10	20	10	20
203	一般機械器具製造業	Cco : (1)	10	30	10	30
		Cci : (2)	10	20	10	20

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
		Ccj : (3)	10	20	10	20
204	電子回路製造業	Cco : (1)	20	40	20	40
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲 げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情 報通信機械器具製造業	Cco : (1)	10	30	10	20
		Cci : (2)	10	30	10	20
		Ccj : (3)	10	30	10	20
206	輸送用機械器具製造業	Cco : (1)	10	30	10	30
		Cci : (2)	10	30	10	30
		Ccj : (3)	10	30	10	30
207	精密機械器具製造業	Cco : (1)	10	25	10	25
		Cci : (2)	10	15	10	15
		Ccj : (3)	10	15	10	15
208	ガス製造工場	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
209	下水道業	Cco : (1)	20	60	20	60
		Cci : (2)	20	40	20	40
		Ccj : (3)	20	40	20	40
209項の備考	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を 処理することができる方法より高度に下水を処理 することができる方法により下水を処理するもの にあっては	Cco : (1)	10	30	10	30
		Cci : (2)	10	30	10	30
		Ccj : (3)	10	30	10	30
210	空瓶卸売業	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160 号)第5条の2に規定する施設をいう。)	Cco : (1)	30	40	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	20	30	20	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cco : (1)	50	80	50	80
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	30	50	30	50
213	飲食店	Cco : (1)	50	70	50	70
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	30	40	30	40
213項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽 を使用するものにあっては	Cco : (1)	30	30	30	30
		Cci : (2)	30	30	30	30
		Ccj : (3)	30	30	30	30

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
214	宿泊業	Cco : (1)	50	70	50	70
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	30	40	30	40
214項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽 を使用するものにあっては	Cco : (1)	30	30	30	30
		Cci : (2)	30	30	30	30
		Ccj : (3)	30	30	30	30
215	リネンサプライ業	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	40	30	40
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	Cco : (1)	60	80	60	80
		Cci : (2)	60	70	60	70
		Ccj : (3)	60	70	60	70
219	自動車整備業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
220	病院	Cco : (1)	30	60	30	40
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
220項の備考	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽 を使用するものにあっては	Cco : (1)	30	30	30	30
		Cci : (2)	30	30	30	30
		Ccj : (3)	30	30	30	30
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令 第338号)第32条第1項の表に規定する算定方 法により算定した処理対象人員が501人以上 のものに限る。)	Cco : (1)	30	70	30	50
		Cci : (2)	30	50	30	50
		Ccj : (3)	30	50	30	50
221項の備考 (1)	第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以 下のものにあっては	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	30	50	30	45
		Ccj : (3)	30	50	30	45
221項の備考 (2)	第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以 下のものであって、昭和55年7月建設省告示第 1292号が適用される前のものにあっては	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	30	50	30	40
221項の備考 (3)	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿 浄化槽より高度にし尿を処理することができる方 法によりし尿を処理するものにあっては	Cco : (1)	10	40	10	40
		Cci : (2)	10	40	10	40
		Ccj : (3)	10	40	10	40
		Cco : (1)	30	30	30	30

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
221項の備考 (4)	平成18年2月1日以後に設置されるものにあって は	Cci : (2)	30	30	30	30
		Ccj : (3)	30	30	30	30
221項の備考 (5)	(4)のうち、建築基準法施行令第32条第3項第2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし 尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる 方法によりし尿を処理するするものにあっては	Cco : (1)	10	25	10	25
		Cci : (2)	10	25	10	25
		Ccj : (3)	10	25	10	25
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の 表に規定する算定方法により算定した処理対象 人員が201人以上500人以下のものに限る。)	Cco : (1)	50	80	50	80
		Cci : (2)	50	80	50	80
		Ccj : (3)	30	60	30	60
222項の備考 (1)	昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される 前のものにあっては	Cco : (1)	70	90	70	90
		Cci : (2)	70	90	70	90
		Ccj : (3)	40	80	40	60
222項の備考 (2)	平成18年2月1日以後に設置されるものにあって は	Cco : (1)	30	30	30	30
		Cci : (2)	30	30	30	30
		Ccj : (3)	30	30	30	30
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものと除く。)	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	30	50	30	50
		Ccj : (3)	20	40	20	40
223項の備考 (1)	日平均排水量が3,000m ³ 未満のものにあっては	Cco : (1)	-	-	-	-
		Cci : (2)	-	-	-	-
		Ccj : (3)	-	-	-	-
223項の備考 (2)	昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつ ては	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	20	40	20	30
223項の備考 (3)	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又 は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高 度にし尿を処理することができる方法によりし尿 を処理するものにあっては	Cco : (1)	10	50	10	50
		Cci : (2)	10	50	10	40
		Ccj : (3)	10	40	10	40
224	ごみ処理業	Cco : (1)	30	70	30	70
		Cci : (2)	30	40	30	40
		Ccj : (3)	30	40	30	40
225	廃油処理業	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30

別表1 CODについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cc 等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
227	死亡獣畜取扱業	Cco : (1)	40	50	40	50
		Cci : (2)	40	50	40	50
		Ccj : (3)	40	50	40	50
228	と畜場	Cco : (1)	40	60	40	60
		Cci : (2)	40	60	40	60
		Ccj : (3)	40	50	40	50
229	中央卸売市場	Cco : (1)	20	30	20	30
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
230	地方卸売市場	Cco : (1)	20	40	20	40
		Cci : (2)	20	30	20	30
		Ccj : (3)	20	30	20	30
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1 条の2各号に掲げるものをいう。)	Cco : (1)	20	50	20	50
		Cci : (2)	20	35	20	35
		Ccj : (3)	20	30	20	30
232	整理番号2の項から前項までに分類されないも の	Cco : (1)	10	120	10	120
		Cci : (2)	10	90	10	90
		Ccj : (3)	10	90	10	90

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
2	畜産農業	Cno : (1)	60	120	60	120
		Cni : (2)	60	70	60	70
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものに あっては	Cno : (1)	60	200	60	200
		Cni : (2)	60	70	60	70
3	天然ガス鉱業	Cno : (1)	60	150	60	150
		Cni : (2)	60	70	60	70
4	非金属鉱業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	Cno : (1)	25	50	25	50
		Cni : (2)	10	25	10	25
6	乳製品製造業	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	30	40	30	40
		Cni : (2)	10	20	10	15
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
9	寒天製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	15
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	25	35	25	35
		Cni : (2)	10	20	10	20
12	冷凍水産物製造業	Cno : (1)	25	55	25	55
		Cni : (2)	10	15	10	15
13	冷凍水産食品製造業	Cno : (1)	30	55	30	55
		Cni : (2)	10	40	10	40

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	Cno : (1)	25	50	25	50
		Cni : (2)	10	30	10	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
16	野菜漬物製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
17	味噌製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cno : (1)	25	120	25	95
		Cni : (2)	10	35	10	35
19	うま味調味料製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	15
20	ソース製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
21	食酢製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
22	砂糖精製業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
24	小麦粉製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
25	パン製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
26	生菓子製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
28	米菓製造業	Cno : (1)	15	30	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
30	植物油脂製造業	Cno : (1)	10	20	10	20
		Cni : (2)	10	15	10	15
31	動物油脂製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
32	食用油脂加工業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
34	穀類でんぷん製造業	Cno : (1)	15	30	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
35	めん類製造業	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
37	豆腐・油揚製造業	Cno : (1)	20	40	20	30
		Cni : (2)	10	25	10	20
38	あん類製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
39	冷凍調理食品製造業	Cno : (1)	20	35	20	35
		Cni : (2)	10	20	10	15
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区 分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
41	清涼飲料製造業	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
42	果実酒製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	20	10	15
43	ビール製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
44	清酒製造業	Cno : (1)	10	20	10	20
		Cni : (2)	10	20	10	15
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
46	インスタントコーヒー製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
47	配合飼料製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
48	単体飼料製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
49	有機質肥料製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
50	たばこ製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣 服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同 じ。)で整毛工程に係るもの	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
57	繊維工業で麻製纖工程に係るもの	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	Cno : (1)	10	20	10	20
		Cni : (2)	10	15	10	15
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	30	10	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
60	59項の備考 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno : (1)	60	80	60	80
		Cni : (2)	10	55	10	55
61	繊維工業で綿状纖維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
63	繊維工業で纖維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cno : (1)	10	30	10	20
		Cni : (2)	20	30	20	30
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cno : (1)	10	20	10	15
		Cni : (2)	20	30	20	30
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cno : (1)	10	20	10	20
		Cni : (2)	20	30	20	30
67	繊維工業で纖維製衛生材料製造工程に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	20	30	20	30
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるも	Cno : (1)	15	25	15	25

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
66	のを除く。)	Cni : (2)	10	20	10	15
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	25	10	25
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	Cno : (1)	10	25	10	20
		Cni : (2)	10	20	10	15
75	木材薬品処理業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモセミカルパルプ製造工程に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしきミグランドパルプ製造工程又は未さらしけミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしきミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしきミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしけミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしけミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしがラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしがラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしがラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で士紙を廃棄しレナスパルプ製造工場に送るもの	Cno : (1)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
83	古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	Cni : (2)	10	15	10	15
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
89	機械すき和紙製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
90	手すき和紙製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
91	塗工紙製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
92	段ボール製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
93	重包装紙袋製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
94	セロファン製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
95	乾式法による纖維板製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	25	10	25
101	製版業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
102項の備考 (1)	アンモニア製造工程にあっては	Cno : (1)	40	120	40	50
		Cni : (2)	30	40	30	40
102項の備考 (2)	アンモニア誘導品製造工程にあっては	Cno : (1)	200	210	200	210
		Cni : (2)	200	210	200	210
102項の備考 (3)	尿素製造工程にあっては	Cno : (1)	700	800	700	800
		Cni : (2)	700	800	700	800
103	複合肥料製造業	Cno : (1)	15	35	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
105	ソーダ工業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
106	電炉工業	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
107	無機顔料製造業	C no : (1)	25	40	25	35
		C ni : (2)	20	30	20	30
107項の備考	黄鉛顔料製造工程にあっては	C no : (1)	50	700	50	700
		C ni : (2)	40	600	40	600
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no : (1)	20	50	20	50
		C ni : (2)	10	40	10	40
108項の備考 (1)	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	C no : (1)	50	5300	50	5300
		C ni : (2)	40	5300	40	5300
108項の備考 (2)	酸化コバルト製造工程にあっては	C no : (1)	50	750	50	750
		C ni : (2)	40	750	40	750
108項の備考 (3)	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)にあっては	C no : (1)	50	5000	50	2500
		C ni : (2)	40	5000	40	500
108項の備考 (4)	イットリウム酸化物製造工程にあっては	C no : (1)	50	120	50	85
		C ni : (2)	40	120	40	50
108項の備考 (5)	酸化銀製造工程にあっては	C no : (1)	50	210	50	210
		C ni : (2)	40	210	40	210
108項の備考 (6)	酸化ジルコニウム製造工程にあっては	C no : (1)	50	230	50	230
		C ni : (2)	40	230	40	230
108項の備考 (7)	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	C no : (1)	50	120	50	120
		C ni : (2)	40	60	40	60
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るもの	C no : (1)	15	50	15	40
		C ni : (2)	10	15	10	15
109項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するもの にあっては	C no : (1)	50	200	50	60
		C ni : (2)	40	50	40	50

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C ni等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	C no : (1)	15	30	15	25
		C ni : (2)	10	25	10	15
110項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no : (1)	15	60	15	35
		C ni : (2)	10	30	10	20
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	C no : (1)	15	45	15	35
		C ni : (2)	10	15	10	15
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
112項の備考	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	C no : (1)	50	130	50	110
		C ni : (2)	15	40	15	40
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	C no : (1)	15	40	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
113項の備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no : (1)	15	55	15	55
		C ni : (2)	10	30	10	30
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	20	10	15
115	脂肪族系中間物製造業	C no : (1)	15	35	15	35
		C ni : (2)	10	15	10	15
115項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no : (1)	45	120	45	120
		C ni : (2)	20	40	20	40
115項の備考 (2)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては	C no : (1)	300	1800	300	800
		C ni : (2)	300	500	300	500
116	メタン誘導品製造業	C no : (1)	15	60	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
117	発酵工業	C no : (1)	15	40	15	30
		C ni : (2)	10	20	10	20
118	コールタール製品製造業	C no : (1)	330	530	330	530
		C ni : (2)	170	410	170	410
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	C no : (1)	15	55	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
	119項の備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no : (1)	30	100	30	100
		C ni : (2)	10	50	10	50
120	プラスチック製造業	C no : (1)	10	25	10	20
		C ni : (2)	10	15	10	15
	120項の備考 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	C no : (1)	20	65	20	55
		C ni : (2)	10	35	10	35
121	合成ゴム製造業	C no : (1)	15	45	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
	121項の備考 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては	C no : (1)	40	100	40	100
		C ni : (2)	20	40	20	40
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no : (1)	15	70	15	70
		C ni : (2)	10	15	10	15
	122項の備考 (1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no : (1)	20	85	20	85
		C ni : (2)	15	35	15	35
	122項の備考 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては	C no : (1)	20	210	20	210
		C ni : (2)	15	30	15	30
	122項の備考 (3) メラミン製造工程にあっては	C no : (1)	850	1500	850	1500
		C ni : (2)	850	1500	850	1500
	122項の備考 (4) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)にあっては	C no : (1)	15	200	15	55
		C ni : (2)	10	35	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	C no : (1)	10	15	10	15
		C ni : (2)	10	15	10	15
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	20	10	20
125	合成繊維製造業	C no : (1)	10	15	10	15
		C ni : (2)	10	15	10	15
	125項の備考 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては	C no : (1)	50	60	50	60
		C ni : (2)	35	50	35	50
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	C no : (1)	10	30	10	15
		C ni : (2)	10	15	10	15
127	石けん・合成洗剤製造業	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no : (1)	15	55	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
129	塗料製造業	C no : (1)	15	30	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
130	印刷インキ製造業	C no : (1)	15	30	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
131	医薬品原薬・製剤製造業	C no : (1)	15	45	15	40
		C ni : (2)	10	15	10	15
	131項の備考 医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては	C no : (1)	25	120	25	120
		C ni : (2)	20	30	20	30
132	医薬品製剤製造業	C no : (1)	10	20	10	20
		C ni : (2)	10	15	10	15
133	生物学的製剤製造業	C no : (1)	10	20	10	20
		C ni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
134	生薬・漢方製剤製造業	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
135	動物用医薬品製造業	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
136	火薬類製造業	C no : (1)	15	35	15	25
		C ni : (2)	10	20	10	15
137	農薬製造業	C no : (1)	15	70	15	70
		C ni : (2)	10	15	10	15
138	合成香料製造業	C no : (1)	15	35	15	25
		C ni : (2)	10	20	10	15
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
143	写真感光材料製造業	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	20	10	15
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	C no : (1)	10	15	10	15
		C ni : (2)	10	15	10	15
145	イオン交換樹脂製造業	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	15	10	15
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	C no : (1)	15	50	15	40
		C ni : (2)	10	20	10	15
147	石油精製業	C no : (1)	20	30	20	30
		C ni : (2)	10	20	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
149	コークス製造業	Cno : (1)	500	950	500	510
		Cni : (2)	320	400	320	330
150	石油コークス製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に 係るもの	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
154	なめしかわ製造業	Cno : (1)	20	75	20	75
		Cni : (2)	10	15	10	15
155	毛皮製造業	Cno : (1)	10	20	10	20
		Cni : (2)	10	20	10	20
156	板ガラス製造業	Cno : (1)	10	20	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
157	板ガラス加工業	Cno : (1)	10	20	10	15
		Cni : (2)	10	20	10	15
158	ガラス製加工素材製造業	Cno : (1)	10	20	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
159	ガラス容器製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
162	ガラス繊維(長纖維に限る。)・同製品製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	25	10	20
		Cni : (2)	10	15	10	15
165	生コンクリート製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
166	コンクリート製品製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	20	10	20
		Cni : (2)	10	15	10	15
168	黒鉛電極製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
169	碎石製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cno : (1)	10	25	10	20
		Cni : (2)	10	20	10	15
172	うわ薬製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
173	高炉による製鉄業	Cno : (1)	10	20	10	20
		Cni : (2)	10	15	10	15
173項の備考 (1)	コークス製造工程にあっては	Cno : (1)	500	950	500	600
		Cni : (2)	320	400	320	400

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
173項の備考 (2)	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	55	100	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50
175	フェロアロイ製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
178項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	55	100	55	100
		Cni : (2)	40	50	40	50
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
179項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	55	100	55	100
		Cni : (2)	40	50	40	50
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
180項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	55	100	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50
181	冷間ロール成形形鋼製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
181項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	55	65	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50
182	鋼管製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
182項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	55	65	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
183	伸鉄業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
183項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあって は	Cno : (1)	55	65	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50
184	磨棒鋼製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
184項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあって は	Cno : (1)	45	55	45	55
		Cni : (2)	40	50	40	50
185	引抜钢管製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
185項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあって は	Cno : (1)	55	65	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50
186	伸線業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
186項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあって は	Cno : (1)	55	65	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50
187	ブリキ製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
188	亜鉛鉄板製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
189	めつき钢管製造業	Cno : (1)	15	50	15	50
		Cni : (2)	10	15	10	15
190	めつき鉄鋼線製造業	Cno : (1)	15	50	15	50
		Cni : (2)	10	15	10	15
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前 項までに掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	55	10	55
		Cni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
191項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	55	65	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50
192	鍛鋼製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
193	鍛工品製造業	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
194	鋳鋼製造業	Cno : (1)	10	20	10	20
		Cni : (2)	10	15	10	15
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
196	鋳鉄管製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
197	可鍛鉄鋳物製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
198	鉄粉製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno : (1)	15	25	15	25
		Cni : (2)	10	15	10	15
199項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	55	65	55	65
		Cni : (2)	40	50	40	50
200	非鉄金属製造業	Cno : (1)	15	35	15	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
201	電気めつき業	Cno : (1)	20	40	20	40
		Cni : (2)	10	30	10	25
201項の備考	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては	Cno : (1)	50	120	50	90
		Cni : (2)	35	55	35	55

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	15	40	15	40
		Cni : (2)	10	25	10	25
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cno : (1)	40	50	40	50
		Cni : (2)	25	40	25	40
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cno : (1)	55	90	55	80
		Cni : (2)	35	50	35	50
203	一般機械器具製造業	Cno : (1)	20	35	20	35
		Cni : (2)	10	20	10	20
203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては	Cno : (1)	20	40	20	40
		Cni : (2)	10	20	10	20
204	電子回路製造業	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
205項の備考 (1)	民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	20	10	20
205項の備考 (2)	半導体素子製造工程にあっては	Cno : (1)	20	45	20	35
		Cni : (2)	15	25	15	25
206	輸送用機械器具製造業	Cno : (1)	15	30	15	30
		Cni : (2)	10	15	10	15
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cno : (1)	20	35	20	35
		Cni : (2)	10	20	10	20
207	精密機械器具製造業	Cno : (1)	10	15	10	15
		Cni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C ni等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅		
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾		
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)	
207	207項の備考	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)に あつては	C no : (1)	30	45	30	40
			C ni : (2)	10	25	10	15
208		ガス製造工場	C no : (1)	10	15	10	15
			C ni : (2)	10	15	10	15
209		下水道業	C no : (1)	10	40	10	30
			C ni : (2)	10	40	10	25
209	209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中 の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒 素を除去できる方法により下水を処理するもの (高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入 れて処理するものを除く。)にあつては	C no : (1)	10	20	10	20
			C ni : (2)	10	20	10	20
209	209項の備考 (2)	高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入 れて処理するものにあつては	C no : (1)	10	60	10	35
			C ni : (2)	10	60	10	35
210		空瓶卸売業	C no : (1)	20	30	20	30
			C ni : (2)	10	15	10	15
211		共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160 号)第5条の2に規定する施設をいう。)	C no : (1)	15	30	15	30
			C ni : (2)	10	15	10	15
212		弁当仕出屋又は弁当製造業	C no : (1)	15	30	15	30
			C ni : (2)	10	15	10	15
213		飲食店	C no : (1)	25	60	25	35
			C ni : (2)	10	30	10	20
214		宿泊業	C no : (1)	25	45	25	40
			C ni : (2)	15	30	15	25
215		リネンサプライ業	C no : (1)	10	20	10	20
			C ni : (2)	10	15	10	15
216		洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	C no : (1)	15	25	15	25
			C ni : (2)	10	20	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C n等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	C no : (1)	20	30	20	30
		C ni : (2)	15	25	15	25
219	自動車整備業	C no : (1)	15	25	15	25
		C ni : (2)	10	20	10	20
220	病院	C no : (1)	25	60	25	35
		C ni : (2)	15	25	15	25
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	C no : (1)	20	60	20	55
		C ni : (2)	10	40	10	30
221項の備考	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	C no : (1)	20	30	20	30
		C ni : (2)	10	30	10	20
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	C no : (1)	20	60	20	60
		C ni : (2)	10	50	10	30
222項の備考	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	C no : (1)	20	40	20	40
		C ni : (2)	10	40	10	25
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	C no : (1)	20	60	20	40
		C ni : (2)	10	40	10	30
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	C no : (1)	20	50	20	35
		C ni : (2)	10	30	10	20
224	ごみ処理業	C no : (1)	20	30	20	30
		C ni : (2)	10	20	10	20
225	廃油処理業	C no : (1)	10	30	10	25
		C ni : (2)	10	15	10	15

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	Cno : (1)	20	50	20	45
		Cni : (2)	10	40	10	35
227	死亡獣畜取扱業	Cno : (1)	25	35	25	35
		Cni : (2)	15	25	15	25
228	と畜場	Cno : (1)	25	60	25	60
		Cni : (2)	15	25	15	25
229	中央卸売市場	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	15	25	15	25
230	地方卸売市場	Cno : (1)	20	30	20	30
		Cni : (2)	15	25	15	25
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1 条の2各号に掲げるものをいう。)	Cno : (1)	20	35	20	35
		Cni : (2)	10	25	10	15
232	整理番号2の項から前項までに分類されないも の	Cno : (1)	10	60	10	60
		Cni : (2)	10	50	10	50

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
2	畜産農業	Cpo : (1)	8	36	8	36
		Cpi : (2)	8	9	8	9
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものに あっては	Cpo : (1)	8	40	8	36
		Cpi : (2)	8	9	8	9
3	天然ガス鉱業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
4	非金属鉱業	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	Cpo : (1)	4	16	4	16
		Cpi : (2)	1	6	1	6
6	乳製品製造業	Cpo : (1)	5	8.5	5	8.5
		Cpi : (2)	1	3.5	1	3.5
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	5.5	11	5.5	9
		Cpi : (2)	1	5.5	1	4
8	水産缶詰・瓶詰製造業	Cpo : (1)	3	4	3	4
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
9	寒天製造業	Cpo : (1)	3	5.5	3	5.5
		Cpi : (2)	1.5	2.5	1.5	2.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	Cpo : (1)	3	6	3	4
		Cpi : (2)	1.5	3	1.5	2.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	3	7.5	3	4.5
		Cpi : (2)	1	3.5	1	3.5
12	冷凍水産物製造業	Cpo : (1)	3	8	3	8
		Cpi : (2)	1.5	5.5	1.5	5.5
13	冷凍水産食品製造業	Cpo : (1)	4	8	4	8
		Cpi : (2)	1	6	1	6

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	Cpo : (1)	3	8	3	8
		Cpi : (2)	1.5	4	1.5	4
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	Cpo : (1)	3	7.5	3	6
		Cpi : (2)	1	3	1	3
16	野菜漬物製造業	Cpo : (1)	2.5	6.5	2.5	6
		Cpi : (2)	1	3	1	3
17	味噌製造業	Cpo : (1)	4	7.5	4	7.5
		Cpi : (2)	1.5	4.5	1.5	4.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	Cpo : (1)	4	8	4	8
		Cpi : (2)	1.5	3	1.5	3
19	うま味調味料製造業	Cpo : (1)	1.5	8	1.5	7
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
20	ソース製造業	Cpo : (1)	3	6	3	6
		Cpi : (2)	1	2.5	1	2.5
21	食酢製造業	Cpo : (1)	3	4.5	3	4
		Cpi : (2)	1.5	3	1.5	2.5
22	砂糖精製業	Cpo : (1)	1.5	4.5	1.5	3.5
		Cpi : (2)	1	2	1	2
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	Cpo : (1)	3	6	3	6
		Cpi : (2)	1.5	3	1.5	3
24	小麦粉製造業	Cpo : (1)	3	7.5	3	4
		Cpi : (2)	1.5	2.5	1.5	2.5
25	パン製造業	Cpo : (1)	2	6	2	4.5
		Cpi : (2)	1	2.5	1	2.5
26	生菓子製造業	Cpo : (1)	3	7.5	3	7.5
		Cpi : (2)	1	4	1	4

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
27	ビスケット類・干菓子製造業	Cpo : (1)	3	4	3	4
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
28	米菓製造業	Cpo : (1)	3	7.5	3	7.5
		Cpi : (2)	1.5	4.5	1.5	2.5
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	3	6	3	6
		Cpi : (2)	1.5	3	1.5	2.5
30	植物油脂製造業	Cpo : (1)	2.5	6	2.5	6
		Cpi : (2)	1	2	1	2
30項の備考	米糠を原料として使用するものにあっては	Cpo : (1)	4	8	4	8
		Cpi : (2)	1	2	1	2
31	動物油脂製造業	Cpo : (1)	2	6	2	6
		Cpi : (2)	1	4.5	1	4.5
32	食用油脂加工業	Cpo : (1)	2.5	3.5	2.5	3.5
		Cpi : (2)	1	2	1	2
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
34	穀類でんぷん製造業	Cpo : (1)	3	6.5	3	5.5
		Cpi : (2)	1.5	3	1.5	3
35	めん類製造業	Cpo : (1)	3	6.5	3	6.5
		Cpi : (2)	1	2.5	1	2.5
37	豆腐・油揚製造業	Cpo : (1)	4	7.5	4	7.5
		Cpi : (2)	1	4.5	1	4.5
38	あん類製造業	Cpo : (1)	3.5	9	3.5	8
		Cpi : (2)	1	4	1	4
39	冷凍調理食品製造業	Cpo : (1)	4	8.5	4	8
		Cpi : (2)	1	4.5	1	4

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	Cpo : (1)	2.5	7.5	2.5	7.5
		Cpi : (2)	1	4.5	1	4.5
41	清涼飲料製造業	Cpo : (1)	2.5	5.5	2.5	5.5
		Cpi : (2)	1	2	1	2
42	果実酒製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	2.5	1	2
43	ビール製造業	Cpo : (1)	3	4	3	4
		Cpi : (2)	1.5	2.5	1.5	2.5
44	清酒製造業	Cpo : (1)	1.5	4	1.5	4
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
45	蒸留酒・混成酒製造業	Cpo : (1)	2	4	2	4
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
46	インスタントコーヒー製造業	Cpo : (1)	2.5	3.5	2.5	3.5
		Cpi : (2)	1	3	1	1.5
47	配合飼料製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
48	単体飼料製造業	Cpo : (1)	2	3.5	2	3.5
		Cpi : (2)	1	2	1	2
49	有機質肥料製造業	Cpo : (1)	1.5	3.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
50	たばこ製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	Cpo : (1)	2	6	2	6
		Cpi : (2)	1	4	1	4

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものと除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	Cpo : (1)	2	4.5	2	4.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
57	繊維工業で麻製纖工程に係るもの	Cpo : (1)	2	4.5	2	4.5
		Cpi : (2)	1	4	1	4
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	2	5.5	2	5.5
		Cpi : (2)	1	3	1	3
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo : (1)	2	6	2	6
		Cpi : (2)	1	4.5	1	4.5
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo : (1)	2	5	2	5
		Cpi : (2)	1	2	1	2
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo : (1)	1.5	4	1.5	4
		Cpi : (2)	1	2	1	2
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cpo : (1)	2	5	2	4
		Cpi : (2)	1	3	1	2.5
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	Cpo : (1)	2	3.5	2	3.5
		Cpi : (2)	1	3	1	3

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	3.5	1	3.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
69	一般製材業又は木材チップ製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	2.5	1	2.5
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
75	木材薬品処理業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしほセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC値の幅		第8次におけるC値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
89	機械すき和紙製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
90	手すき和紙製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
91	塗工紙製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
92	段ボール製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
93	重包装紙袋製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
94	セロファン製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
95	乾式法による纖維板製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
96	纖維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	Cpo : (1)	2	4	2	4
		Cpi : (2)	1	3	1	2
101	製版業	Cpo : (1)	2	3.5	2	3
		Cpi : (2)	1	2	1	2
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	Cpo : (1)	2	16	2	3
		Cpi : (2)	1	16	1	1.5
103	複合肥料製造業	Cpo : (1)	2	30	2	25
		Cpi : (2)	1	30	1	1.5
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
105	ソーダ工業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
106	電炉工業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
107	無機顔料製造業	Cpo : (1)	1	3	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	2.5	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C p等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
108項の備考	りん及びりん化合物製造工程にあっては	Cpo : (1)	2	40	2	8
		Cpi : (2)	1	8	1	6
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1.5	3	1.5	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
109項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤と して使用するものにあっては	Cpo : (1)	6.5	7.5	6.5	7.5
		Cpi : (2)	4	5	4	5
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合 成染料・有機顔料製造工程に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
110項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤と して使用するものにあっては	Cpo : (1)	2.5	3.5	2.5	3.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造 工程に係るもの	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工 程に係るもの	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製 品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式 中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラス チック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
113項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤と して使用するものにあっては	Cpo : (1)	2.5	3.5	2.5	3.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項 から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	2.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
115	脂肪族系中間物製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
115項の備考	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤と して使用するものにあっては	Cpo : (1)	4	20	4	20
		Cpi : (2)	2.5	4	2.5	4

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
116	メタン誘導品製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
117	発酵工業	Cpo : (1)	1.5	3	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
118	コールタール製品製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	Cpo : (1)	1.5	3.5	1.5	3.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
	119項の備考 りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては	Cpo : (1)	6.5	24	6.5	23.5
		Cpi : (2)	4	5	4	5
120	プラスチック製造業	Cpo : (1)	1	3	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
121	合成ゴム製造業	Cpo : (1)	1.5	3.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1.5	5	1.5	5
		Cpi : (2)	1	2	1	2
	122項の備考 有機りん系農薬原体製造工程にあっては	Cpo : (1)	2	16	2	9.5
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
125	合成繊維製造業	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
127	石けん・合成洗剤製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1.5	3	1.5	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
129	塗料製造業	Cpo : (1)	1.5	3	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
130	印刷インキ製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cpo : (1)	1.5	6	1.5	4
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
131項の備考	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原 料として使用するものに限る。)にあっては	Cpo : (1)	1.5	8	1.5	8
		Cpi : (2)	1	2.5	1	2.5
132	医薬品製剤製造業	Cpo : (1)	1	2.5	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
133	生物学的製剤製造業	Cpo : (1)	1	2.5	1	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
134	生薬・漢方製剤製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
135	動物用医薬品製造業	Cpo : (1)	2	5	2	5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
136	火薬類製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
137	農薬製造業	Cpo : (1)	2	5.5	2	5.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
138	合成香料製造業	Cpo : (1)	2	3.5	2	3
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC値の幅		第8次におけるC値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	2	3.5	2	3
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	Cpo : (1)	2	3.5	2	3.5
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
143	写真感光材料製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
145	イオン交換樹脂製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
147	石油精製業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
149	コークス製造業	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
150	石油コークス製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1.5	3	1.5	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
154	なめしかわ製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
155	毛皮製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
156	板ガラス製造業	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
157	板ガラス加工業	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
158	ガラス製加工素材製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
159	ガラス容器製造業	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	2.5	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
165	生コンクリート製造業	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	2	1	2

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
166	コンクリート製品製造業	Cpo : (1)	1	2.5	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
168	黒鉛電極製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
169	碎石製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
170	鉱物・土石粉碎等処理業	Cpo : (1)	1	2.5	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
172	うわ藻製造業	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
173	高炉による製鉄業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
175	フェロアロイ製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
181	冷間ロール成型形鋼製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
182	鋼管製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
183	伸鉄業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
184	磨棒鋼製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
185	引抜钢管製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
186	伸線業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
187	ブリキ製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
188	亜鉛鉄板製造業	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
189	めつき钢管製造業	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
190	めつき鉄鋼線製造業	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前 項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	2	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
192	鍛鋼製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
193	鍛工品製造業	Cpo : (1)	2	3	2	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
194	鋳鋼製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
196	鋳鉄管製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
197	可鍛鋳鉄製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
198	鉄粉製造業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
200	非鉄金属製造業	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
201	電気めっき業	Cpo : (1)	1.5	5	1.5	5
		Cpi : (2)	1	3	1	3
201項の備考	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては	Cpo : (1)	2.5	8	2.5	8
		Cpi : (2)	1	4.5	1	4.5
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	2	5.5	2	5.5
		Cpi : (2)	1	3	1	2.5
202項の備考 (1)	溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cpo : (1)	2.5	5.5	2.5	5.5
		Cpi : (2)	1	3	1	3
202項の備考 (2)	アルマイ特加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては	Cpo : (1)	8	16	8	9
		Cpi : (2)	1	6	1	6
203	一般機械器具製造業	Cpo : (1)	1.5	3	1.5	3
		Cpi : (2)	1	2	1	2
204	電子回路製造業	Cpo : (1)	1	2.5	1	2.5
		Cpi : (2)	1	2	1	2

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cpo等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾	下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲 げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情 報通信機械器具製造業	Cpo : (1)	1.5	3	1.5	3
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
205項の備考	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化 合物による表面処理施設を設置するものに限 る。)にあっては	Cpo : (1)	3	4.5	3	4
		Cpi : (2)	1	2	1	1.5
206	輸送用機械器具製造業	Cpo : (1)	1	4	1	4
		Cpi : (2)	1	2	1	2
206項の備考	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化 合物による表面処理施設を設置するものに限 る。)にあっては	Cpo : (1)	1.5	8	1.5	4.5
		Cpi : (2)	1	2	1	2
207	精密機械器具製造業	Cpo : (1)	1.5	2.5	1.5	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
208	ガス製造工場	Cpo : (1)	2	4.5	2	3
		Cpi : (2)	1	3.5	1	3
209	下水道業	Cpo : (1)	1	4	1	3
		Cpi : (2)	1	4	1	2.5
209項の備考 (1)	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中 のりんを除去できる方法より高度に下水中のりん を除去できる方法により下水を処理するもの(高 濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて 処理するものを除く。)にあっては	Cpo : (1)	1	2	1	2
		Cpi : (2)	1	2	1	2
209項の備考 (2)	高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れ て処理するもの(標準活性汚泥法その他これと 同程度に下水中のりんを除去できる方法により 下水を処理するものに限る。)にあっては	Cpo : (1)	1	8	1	5
		Cpi : (2)	1	8	1	4.5
210	空瓶卸売業	Cpo : (1)	4	5	4	5
		Cpi : (2)	2	3.5	2	3.5
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160 号)第5条の2に規定する施設をいう。)	Cpo : (1)	3	5	3	5
		Cpi : (2)	1.5	2.5	1.5	2.5
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	Cpo : (1)	4	9	4	9
		Cpi : (2)	1.5	4.5	1.5	4.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網かけは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
213	飲食店	Cpo : (1)	3	5.5	3	5.5
		Cpi : (2)	2	4	2	4
214	宿泊業	Cpo : (1)	3	5	3	5
		Cpi : (2)	2	4	2	4
215	リネンサプライ業	Cpo : (1)	2.5	8	2.5	8
		Cpi : (2)	1	5	1	4.5
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	2.5	7	2.5	7
		Cpi : (2)	1	3	1	3
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	Cpo : (1)	4	5	4	5
		Cpi : (2)	2	4	2	4
219	自動車整備業	Cpo : (1)	2.5	5	2.5	4.5
		Cpi : (2)	2	3	2	3
220	病院	Cpo : (1)	3	5	3	5
		Cpi : (2)	2	4	2	4
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	Cpo : (1)	2	8	2	8
		Cpi : (2)	1	4	1	3
221項の備考	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	Cpo : (1)	1	3	1	3
		Cpi : (2)	1	3	1	2
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	Cpo : (1)	2	8	2	8
		Cpi : (2)	1	5	1	3
222項の備考	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	Cpo : (1)	1	3.5	1	3.5
		Cpi : (2)	1	3.5	1	2.5

別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

※網掛けは第8次で見直しのあった箇所。なお「大阪湾」及び「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第7次から変更無し

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第7次におけるC 値の幅		第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		東京湾・伊勢湾	
			下限 (イ)	上限 (ロ)	下限 (イ)	上限 (ロ)
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものと除く。)	Cpo : (1)	2	8	2	5
		Cpi : (2)	1	4	1	2.5
223項の備考	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては	Cpo : (1)	2	4	2	3
		Cpi : (2)	1	3	1	2
224	ごみ処理業	Cpo : (1)	1	2.5	1	2.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
225	廃油処理業	Cpo : (1)	1	1.5	1	1.5
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	Cpo : (1)	1	3	1	3
		Cpi : (2)	1	1.5	1	1.5
227	死亡獣畜取扱業	Cpo : (1)	2	4	2	4
		Cpi : (2)	2	3	2	3
228	と畜場	Cpo : (1)	4	9.5	4	9.5
		Cpi : (2)	2	4.5	2	4.5
229	中央卸売市場	Cpo : (1)	4	5	4	5
		Cpi : (2)	2	3	2	3
230	地方卸売市場	Cpo : (1)	2.5	5	2.5	5
		Cpi : (2)	1.5	4	1.5	4
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	Cpo : (1)	1.5	4.5	1.5	4.5
		Cpi : (2)	1	3	1	3
232	整理番号2の項から前項までに分類されないものの	Cpo : (1)	1	8	1	8
		Cpi : (2)	1	8	1	8